

2022年11月30日

国会議員各位

東京歯科保険医協会
会長 坪田有史

本会は、東京都内の歯科保険医約6,000名が所属している団体です。

歯科保険医の経営・生活を守り、国民の歯科医療と健康の充実及び向上を図ることを目的に活動を行っております。

保険医療におけるオンライン資格確認システムの導入が、2023年4月から原則義務化されます。この義務化により、紙レセプト請求以外の全ての保険医療機関は、2023年3月末までにシステムを導入しなければならないとされました。仕組み上、導入しない場合は保険医療機関及び保険医療養担当規則の違反となり、保険医療機関の取り消しも可能となりえる厳しいものです。

本会には「テナントで入っているビルはインターネット環境がありません」「高齢になって長く診療を続けられるわけではないのに、今から導入費用の負担をするのは大変。閉院しようと思う」「小規模な保険医療機関では、ランニングコストの負担が厳しい」「スタッフがおらず、院長一人で対処するのは到底無理である」等、様々な理由で導入ができない保険医療機関からの声が寄せられています。このような現状を無視して、義務を強要することは、導入ができない保険医療機関を閉院に追い込み、地域医療に多大な影響を及ぼします。既に閉院を決めた本会会員も少なくありません。

また、オンライン資格確認システムを導入した医療機関からは、「マイナ保険証は有効なのに、資格確認では無効と表示される」「補助金以上に導入費が掛かった」「導入したメリットが全く感じられない」等の多くの問題点も寄せられています。このようなシステムの導入を急ぐべきではありません。

義務化により、医療現場は非常に混乱しています。そもそもマイナンバーカードの普及策として、オンライン資格確認システムの導入を義務化とすることは全く理解できません。義務化ではなく、各保険医療機関の状況に応じて導入を行うように対応すべきです。

以上より、下記の事項を要望します。

記

- 一、オンライン資格確認システムの導入の“義務化”は撤回すること
- 一、導入できない医療機関については、義務化を免除すること

以上